

## 木祖村体育施設管理規則（抜粋）

体育施設とは木祖村社会体育館、木祖村運動場、木祖村弓道場を言う。

### （使用の申請）

第2条 前文省略 木祖村体育施設の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書を村長に使用予定日3日前までに提出するものとする。

### 2 省略

### （使用の許可）

第3条 村長は使用の許可をしたときは、使用許可書（様式第2号）を交付しなければならない。

2 使用許可書は、使用料を完納したときに交付する。

3 使用の許可は、使用申請書を受理した順序による。ただし、公用、公共用のため村長が特に必要と認めた場合は申請の順序によらないで定めることができる。

4 施設を使用する者は、当該許可に係る使用期間が満了するまで、前項の規定により交付を受けた使用許可書を携帯し、係員の求めがあつたときには提示しなければならない。

### （使用時間）

第10条 施設の使用時間は次によるものとする。

午前9時から午後10時まで

2 施設毎の使用時間は、別に村長が定める。

第11条 使用者が当該施設の使用を開始した後において、時間を延長することはできない。ただし、他の使用に支障が無い限り村長は延長を認めることができる。

2 前項ただし書きの規定は、午後10時を超えてはならない。

### （使用者の遵守すべき事項）

第14条 条例第3条第1項の規定により、木祖村体育施設の使用許可を受けた使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可のない室、備品等を使用しないこと
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、または火気を使用しないこと
- (3) 施設内外において、飲酒しないこと
- (4) 施設及び備品等を毀損しないこと
- (5) 各種備品等を施設の外へ持ち出さないこと
- (6) 施設内に爆発物、銃砲、刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。ただし、法令に基づく講習会、検査の場合または学術研究による展示の場合を除く
- (7) 施設内で許可なく物品を販売しないこと
- (8) 施設内外において、飲食をしないこと（但し、水分補給の為の、スポーツドリンク等は除く）なお、大会・行事等で飲食が必要な場合は事前に村長に届出をし、許可を得ること
- (9) 施設使用中において出たゴミは使用者が責任を持って片付けること
- (10) 施設使用後は、清掃及び整理整頓をすること
- (11) 前各号に定めるもののほか、施設の維持管理について村長が指示する事項